

光市子育て世帯訪問支援事業 ～できること・できないこと～



◆ 原則として、居宅内で日常的に行う支援が対象です。

大掃除や掃除業者に依頼するような掃除や非日常的(一時的)な家事は支援の対象外となります。

		○できる(例)	×できない(例)	備 考
相 談	①相談支援	子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言	保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容	
家 事 支 援	②食事の準備及び片付け	- 簡単な調理(離乳食を含む) - 配膳、片付け - 食器等の洗浄 - テーブル拭き	- 大量の調理 - 特別な手間をかけて作る料理 - 来客の対応	日常的に申請者が担う同居家族分も支援対象とする。
	③衣類の洗濯	- おむつの洗濯(手洗い) - 衣類の洗濯、干す、たたむ、片付け - アイロンがけ - 裁縫(ボタン付け等)	- 大量の洗濯、アイロンがけ - 特別な手間をかけて行う洗濯(カーテン等大型洗濯物の洗濯、セーターの手洗い等)	
	④居室等の掃除及び整理整頓	- リビング、居間、寝室、台所、玄関等の簡易な掃除(掃除機、床拭き程度) - トイレ、風呂、洗面所の簡易な掃除 - 新聞、雑誌等の簡易な片付け	- ガスコンロ、シンク、窓等の掃除 - エアコン、換気扇、冷蔵庫、網戸等の掃除 - 床のワックスがけ - 浴室のカビ取り - 庭の掃除、水やり等 - 引越しの手伝い	日常的に申請者が担う範囲での掃除であれば可
	⑤生活必需品の買物	近隣のスーパー等での食料・日用品の買物	- 大量、大型の買物 - 生活必需品以外の買物(嗜好品は不可)	立替払いは不可
	⑥その他必要な家事支援	- 布団干し - シーツ交換 - 日常的なゴミ出し - 郵便ポストへの投函 - 役所での手続き	- 銀行での手続き - 自動車の給油、洗車、掃除 - ペットの世話等 - 家の室内外の修理・修繕 - 自営業の仕事の手伝い	留守宅での支援は不可
育 児 支 援	⑦育児のサポート	- 授乳や食事 - おむつ交換・着替え - 沐浴、入浴	訪問支援員だけでこどものお世話をすることはできません。	
	⑧保育所等の送迎	保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等の送迎		
	⑨こどもの見守り	こどもの見守り、宿題の見守り、遊び相手		
	⑩外出時の補助	- 通院 - 行政サービスの手続きの際の同行・こどもの見守り		
	⑪その他必要な育児支援	- 外出の付き添い(買物、散歩、健診、予防接種、受診の付き添い) - こどもの着替えの補助 - きょうだいの遊び相手	- 訪問支援員とこどもだけの外出 - 冠婚葬祭等の付き添い - 訪問支援員の自家用車への同乗 - こどもに食事を食べさせる	訪問支援員の公共交通機関利用に要した費用は利用者負担。市内は現地待ち合わせ可。